

第5章 望ましい環境像を実現する
ための取り組み

基本目標 1 安全・安心な暮らしを守る

1.1 水環境の保全



関連する
SDGs の目標



1.1.1 地下水の保全

【市の取り組み】

- 地下水の過剰汲み上げによる地域への影響が起きないように、適切な利用についての指導・普及啓発に努めます。
- 水道水源水の有効利用を図り、地下水の保全に努めます。

1.1.2 生活排水・事業活動に伴う排水対策

【市の取り組み】

- 水質汚濁防止の普及・啓発に努めます。
- 公共下水道の整備・普及を推進します。
- 公共下水道の区域外における合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、合併処理浄化槽の適正な管理を促します。
- 下水道への接続率（水洗化率）の向上を図ります。
- 水道水源水質検査を実施し、水道水源の保護に努めます。
- 公共用水域水質調査を実施し、水環境の保全に努めます。
- 苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速で適切な対応を行うとともに未然防止に努めます。



各主体の取り組み

【市民の取り組み】

- 雨水の地下への浸透に配慮した庭を作り、緑化を推進します。
- 地下水の適正な利用に努めます。
- 水環境についての知識を深め、家庭における生活排水対策に協力します。
- 食べ残しや油などは、流しから排水に流れないように水切り袋などを使用します。
- 洗剤の使用量を減らすとともに、合成洗剤の使用はできるだけ控えます。
- 下水道区域では速やかに下水道に接続し、区域外では合併処理浄化槽を設置するとともに合併処理浄化槽の維持管理の適正化に努めます。

【事業者の取り組み】

- 法令に基づく公害防止対策を推進します。
- 災害、事故対策として緊急時対策マニュアルを策定します。
- 住民からの苦情については、迅速に対応します。
- 排水基準などを遵守し、事業所からの排水を適正に処理します。
- 下水道区域では速やかに下水道に接続し、区域外では合併処理浄化槽を設置するとともに合併処理浄化槽の維持管理の適正化に努めます。
- 地下水の適切な利用に努めます。
- 雨水の地下への浸透に配慮した敷地（駐車場などは透水性舗装を採用）の管理に努めます。

1.2 大気環境の保全



関連する
SDGsの目標



1.2.1 大気汚染防止対策

【市の取り組み】

- 大気汚染防止及び大気環境保全の普及・啓発に努めます。
- 公用車に低公害車（ハイブリッド車など）の導入を推進します。

1.2.2 悪臭防止対策

【市の取り組み】

- 事業所からの悪臭については、「悪臭防止法」など関係法令に基づき当事者への指導を行います。
- 家畜排せつ物の不適切な管理は、悪臭の発生要因となるため、適正な処理等について周知・指導に努めます。
- 悪臭の測定と監視体制を強化します。
- 苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速で適切な対応を行うとともに未然防止に努めます。
- エコドライブの推進、公共交通機関の利用促進を行います。



各主体の取り組み

【市民の取り組み】

- 自動車の運転は、急発進や空ぶかしをせず、アイドリングストップを心がけます。
- 低公害車（ハイブリッド車）や最新規制適合車を購入するように努めます。
- 外出の際には、自転車や公共交通機関を利用し、自家用車の利用を控えます。
- 大気を浄化するため、庭やベランダなどの緑化に努めます。
- 家庭における悪臭の発生防止に努めます。

【事業者の取り組み】

- 法令に基づく公害防止対策を推進します。
- 住民からの苦情については、迅速に対応します。
- 排出基準などを遵守し、事業所からの排出ガスの管理を徹底します。
- 自動車の運転は、急発進や空ぶかしをせず、アイドリングストップを心がけます。
- 低公害車（ハイブリッド車）や最新規制適合車の導入に努めます。
- 公共交通機関の利用を心がけます。
- 大気を浄化するため、敷地やその周辺の緑化に努めます。
- 事業活動に伴う悪臭対策を強化し、悪臭の発生防止に努めます。
- 屋外焼却の原則禁止等の法令を遵守します。

1.3 生活環境の保全




関連する
SDGs の目標



1.3.1 騒音・振動対策

【市の取り組み】

- 自動車のアイドリングストップなど、居住環境に配慮した運転方法、マイカーの利用自粛や公共交通機関の利用促進より交通量の抑制への普及・啓発に努めます。
- 市道などの道路の適正な維持・管理に努めます。
- 鉄道騒音については、関係機関への適切な騒音対策を要請します。
- 事業所からの騒音、振動については、「騒音規制法」「振動規制法」などの関係法令に基づき当事者への指導を行います。
- 工事に伴う特定建設作業については、関係法令に基づき、当事者に対し届出や規制基準の遵守などの指導を行います。
- 生活騒音については、モラルの普及啓発に努めます。
- 自動車騒音の実態を把握するため、主要道路の24時間自動車騒音測定を実施します。



1.3.2 汚染物質対策

【市の取り組み】

- 最終処分場からの汚染物質の流出や、排水による土壌汚染を防止するための水質・ガス検査を行います。
- 工場、事業所等における土壌汚染防止の普及・啓発に努めます。
- 環境保全型農業の促進による化学肥料や農薬使用量の低減と、有機肥料の使用促進を図ります。
- PCBの適正処理と有害化学物質の使用抑制、適正処理を指導します。
- 違法な屋外焼却など、廃棄物焼却に関する禁止規制を周知・指導します。
- 違法な屋外焼却の監視体制の強化を図ります。
- 苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速で適切な対応を行うとともに未然防止に努めます。

各主体の取り組み
【市民の取り組み】 <ul style="list-style-type: none">➤ 自動車等の適正管理に努め、騒音・振動防止に努めます。➤ 近所迷惑となるような生活騒音の防止に努めます。➤ 廃棄物からの汚染物質の流出や、排水による土壌汚染の防止に協力します。
【事業者の取り組み】 <ul style="list-style-type: none">➤ 法令に基づく公害防止対策を推進します。➤ 住民からの苦情については、迅速に対応します。➤ 規制基準などを遵守し、事業所における騒音・振動・土壌汚染の防止に努めます。➤ 公共交通機関の利用を心がけます。➤ 車両の適正管理に努め、騒音・振動の防止を徹底します。➤ 工事の際は、近隣の環境に配慮した作業時間の設定、防音壁の設置、低騒音型機械の使用に努めます。➤ 有害化学物質を使用しない工程への変更に努めます。

基本目標 2 自然と共生し緑豊かなまちをめざす

2.1 自然環境・景観の保全



関連する
SDGs の目標



2.1.1 動植物の生態系の保全


【市の取り組み】

- 希少動植物が生息・生育できる環境（森林、池、緑地、河川など）の保全、創出に努めます。
- 外来種による環境への影響等について普及・啓発を推進します。
- 事業活動や建築、建設事業の際には生態系の配慮への普及・啓発に努めます。
- 野生動植物保護監視員による野生動植物保護指定地域内での保護を要する動植物の捕獲及び採取の監視並びに指導の強化に努めます。
- 自然環境の確認調査（生息・生態系調査）の実施を検討します。

2.1.2 景観保全と草原の維持・再生

【市の取り組み】

- 景観計画等に基づき、本市特有の豊富な地域資源を活かした景観保全に努めます。
- 阿蘇の草原の魅力と価値を伝える取り組みとともに、草原の新たな利活用や地域活性化に繋がる取り組みを推進します。
- 野焼きの負担軽減や省力化を図るため、防火帯の整備や牧道の設置を支援します。
- 野焼きの事故防止に向けた安全対策マニュアルの周知徹底に努めます。
- ASO 環境共生基金を活用した景勝地の景観形成や草原再生などを展開します。
- 環境美化推進運動や緑化運動等の活動を通し住民の景観保全意識の醸成に努めます。



2.1.3 世界文化遺産への登録推進

【市の取り組み】

- 文化財保全に関する啓発を強化します。
- 文化財の調査、保全を推進します。
- サイン整備や案内人養成などの受け入れ態勢の整備を図ります。
- 地域資源を最大限に活かした阿蘇カルデラツーリズムを推進します。
- 地域資源の掘り起こしや磨き上げを行う ASO 田園空間博物館事業を推進します。
- 草原再生協議会など関係機関と情報共有を図り、連携した取り組みを推進します。

各主体の取り組み
【市民の取り組み】 <ul style="list-style-type: none">➤ 身近な自然や野生動植物に関心を持ちます。➤ 外来種の魚や動物を自然界に放さないようにします。➤ 地域の歴史や文化、景観資源などを大切にします。➤ 地域の郷土芸能やお祭りなどの行事に積極的に参加します。➤ 文化財の調査研究や保全活動に協力します。
【事業者の取り組み】 <ul style="list-style-type: none">➤ 野生動植物の保護活動に参加・協力します。➤ 開発行為などの事業活動では、森林・野生動植物などの自然環境は生態系への負荷を少なくするよう配慮します。➤ 工事は、生態系に配慮した工法や時期を選択し、工事完了後には復元に努めます。➤ 地域の歴史的建築物・文化財などの保全活動を積極的に支援します。➤ 文化財の調査研究や保全活動に協力します。➤ 開発にあたり、埋蔵文化財が出土した際は市に連絡します。➤ 地域の郷土芸能やお祭り、郷土の歴史や文化の学習活動に参加します。➤ 建築物や広告物は、周辺環境との調和を図り、景観・美観に配慮します。➤ 開発事業の際には、地域の自然や景観に配慮しながら、緑化に努めます。

2.2 農地・森林の保全



関連する
SDGs の目標



2.2.1 農地の保全

【市の取り組み】

- 減農薬、減化学肥料などによる環境保全型農業を推進します。
- 農地・水環境保全向上対策事業や中山間地域等直接支払事業による農地の保全と地域活性化に向けた支援を行います。
- 農道、用排水路整備事業など、自然環境に配慮した農業基盤の整備を進めます。
- 認定農業者の育成と支援体制の充実を図ります。
- 農業後継者の確保と育成を推進します。
- 生産者、消費者に地産地消運動を広くPRしていきます。
- 農産物直売施設等の充実や連携を図り生産者と消費者を結ぶ施策を推進します。
- 地元食材に関する積極的な情報提供を行います。
- 学校給食に安全安心な地元農産物（阿蘇コシヒカリ等）の供給を推進します。

2.2.2 森林の保全

【市の取り組み】

- 森林整備計画に基づき、森林の状況に応じた適切な管理（植林、保育、間伐、病害虫・有害鳥獣防除、林道整備、集約化など）を推進します。
- 野焼きからの延焼防止対策として防火帯の整備を推進します。
- 林業の活性化のため、担い手の育成や林業事業者の支援等を推進します。
- 緑の少年団の活動を支援します。



各主体の取り組み

【市民の取り組み】

- 担い手の確保や農業後継者の育成に協力します。
- 遊休農地や耕作放棄地の解消に積極的に努めます。
- 農産物直売所を利用するなど、地元の農産物を積極的に購入します。
- 農地や森林の価値を理解し、各種の活動やイベントに積極的に参加します。
- 植栽活動に積極的に参加協力します。
- 地元の木材の積極的な活用に努めます。
- 緑の少年団の活動に参加・協力します。

【事業者の取り組み】

- 環境保全型農業（農薬や化学肥料などの使用削減）に積極的に取り組み、消費者が安心できる作物を作ります。
- 農業用廃材は販売店回収などを利用し、適正に処理します。
- 店舗では、地元の安全な農産物を積極的に取り扱い、生産者と消費者の顔の見える関係づくりを行います。
- 学校給食への安全な地元の農産物使用に協力します。
- 農道、用排水路整備事業など、自然環境に配慮した農業基盤の整備に協力します。
- 農地、森林の減少につながる開発抑制に協力します。
- 遊休農地の有効活用と森林の適正な維持管理に努めます。
- 農業後継者の育成や森林の担い手に協力します。
- 地元の木材の活用に努めます。
- 緑の少年団の活動を支援します。

2.3 自然とのふれあいの確保



関連する
SDGs の目標



2.3.1 自然とふれあう場の保全と創出

【市の取り組み】

- ふるさとの風景をなす里山や田園風景を保全し、里山づくりに積極的に参加する市民やグループとの連携及び支援の充実を図ります。
- 自然観察会など自然に親しむ機会の提供の充実を図ります。
- 管内農園間の連携による「阿蘇マルシェ」等の交流促進を推進します。

各主体の取り組み

【市民の取り組み】

- 街路樹や公園などの身近な緑や水辺を大切にします。
- 自然観察会や自然保護活動に参加して、自然についての知識と理解を深めます。
- ホテルが生息できる水辺環境の整備など、自然を回復する活動に積極的に参加します。
- 自然の中での遊びやレクリエーションを楽しみながら、健康づくりに努めます。
- 観光農園の利用や林業・農業体験に積極的に参加します。

【事業者の取り組み】

- 自然観察会や林業体験、農業体験イベントに参加・協力します。
- 自然環境に配慮した事業活動を推進します。
- 市民とふれあえる機会をもつために、自然関連のイベントや交流会を開催します。
- 保養施設の活用など自然とふれあう機会づくりを積極的に進めます。

基本目標 3 ごみの減量と資源の有効活用をめざす

3.1 廃棄物の適正な排出と処理



関連する
SDGs の目標




3.1.1 廃棄物減量化の推進

【市の取り組み】

- ごみ分別の徹底及び適正な排出方法の啓発などにより、家庭ごみの排出量（特に生ごみの十分な水切りなど）の削減を進めます。
- マイバッグ持参を消費者に呼びかけるなど、ごみの発生抑制に関する啓発活動を進めます。
- 阿蘇市廃棄物減量等推進協議会を開催し、ごみ減量化、資源化推進のための協議、検討を行います。
- レジ袋削減のためのマイバッグ運動に取り組んでいる事業者との協定を締結するとともに広く市民に周知し、事業者・消費者・行政が一体となったごみの減量化、資源化を目指します。
- 生ごみ処理機・生ごみ処理容器の補助を実施します。
- 事業所におけるごみの分別・減量・リサイクル等の推進に関する指導、啓発を行います。
- 食品ロス削減のためのフードドライブ⁸に取り組みます。
- 公共工事からの廃棄物の排出抑制に努めます。

⁸ 家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄与する活動のことです。



3.1.2 不法投棄の防止

【市の取り組み】

- 不法投棄防止看板の設置やチラシ、広報紙などの活用による啓発活動を行います。
- 不法投棄及び資源物持ち去りの監視パトロールを強化します。
- 不法投棄物の発見、通報の際は、警察署や土地所有者などと連携し、投棄者の調査や不法投棄物の早期撤去に努めます。
- 土地所有者（管理者）へ対し、防護柵やネットを設置するなど、不法投棄されない環境づくりを呼びかけます。
- 廃棄物の焼却は原則禁止という規定を周知するとともに、違法な屋外焼却を指導します。

3.1.3 廃棄物の適正な排出の指導強化

【市の取り組み】

- 家庭ごみの分別の徹底と排出マナーを指導します。
- 事業系ごみの適正な排出を指導します。

各主体の取り組み
<h4>【市民の取り組み】</h4> <ul style="list-style-type: none">➤ ハイキングやキャンプなどのレジャーやレクリエーションでのごみは、必ず持ち帰ります。➤ ごみを焼却（屋外焼却）しないようにします。➤ 買い物の際にはマイバッグを持参します。➤ ごみ分別と排出マナーを守り、排出抑制に努めます。



各主体の取り組み

【事業者の取り組み】

- ごみ減量化計画などを策定し、計画的なごみ減量に取り組みます。
- ごみの分別やリサイクルなどを積極的に行い、廃棄物の排出抑制に努めます。
- 買い物袋持参を呼びかけます。
- 過剰包装を自粛し、消費者へ簡素な包装の理解を求めます。
- 修理しやすい構造にしたり、耐久性を向上させるなど、製品の長寿命化を進めます。
- 事務のペーパーレス化を図り、紙の節約に努めます。
- ごみの排出が少ない事務用品、備品などの購入に努めます。
- 職場におけるごみの減量化を推進します。
- 排出者責任の原則に従い、発生した廃棄物については、排出事業者が責任をもって、適正に処理を行います。
- 化学物質排出移動量届出制度（P R T R）を守ります。
- ごみの処理についてはルールを守り、適正に処理します。
- 不法投棄を見つけたら、速やかに市や警察に通報します。
- 不法投棄監視パトロールに参加・協力します。
- 防護柵やネットを設置するなど、不法投棄されない環境づくりに努めます。
- 所有地の適正な管理に努めます。
- 家畜排せつ物の野積みや素掘りは行わず、適正に処理します。
- 農業用廃材は販売店回収などを利用し、適正に処理します。

3.2 資源循環型社会の形成



関連する
SDGs の目標



3.2.1 ごみのリサイクル

【市の取り組み】

- 3R運動「リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）」の普及啓発に努めます。
- 食品リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法などにに基づき啓発活動に努めます。
- 環境物品等の調達に関する基本方針に基づき、市が率先してグリーン購入⁹に努めます。
- グリーン購入の地域への普及啓発を進めます。
- 使用済み小型電子機器の適切な回収に取り組むとともに、資源化できる分別品目の追加などを検討します。

⁹ 製品やサービスの購入をする時に、必要かどうかをよく考えて、値段や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することです。



各主体の取り組み

【市民の取り組み】

- グリーン購入、エコマーク商品の購入を心掛けます。
- リサイクルショップやフリーマーケットなどを上手に活用して、不用品のリサイクルに努めます。
- 生ごみの減量やたい肥化に努めます。

【事業者の取り組み】

- 職場におけるリサイクルを推進します。
- 不用品などのリサイクルに努めます。
- グリーン購入、エコマーク商品の購入を積極的に進めます。
- 古紙の回収、再生紙の利用を心がけます。
- 再使用やリサイクルしやすい製品の製造・販売に努め、販売の際には、わかりやすい説明表示を心がけます。
- 事業者間でリサイクルの連携体制（利用可能な資源は協力して再利用）を整備します。
- 販売した製品や白色トレイ、牛乳パックなどの容器包装類の回収拠点を店舗へ設置し、リサイクルの推進に努めます。
- 家畜排せつ物を適正にたい肥化して有効利用します。

基本目標 4 地球を守るために市民 一人一人が行動する


4.1 地球温暖化防止対策の推進



4.1.1 地球温暖化防止対策の推進

【市の取り組み】

- 阿蘇市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を推進します。
- 二酸化炭素を吸収し、固定する機能がある森林と草原の保全に努めます。
- 公共施設における再生可能エネルギーの有効利用、導入を促進します。
- 市内道の駅における電気自動車充電設備の利用促進を図ります。
- 市民の再生可能エネルギー導入に対する理解を深め、その導入を促進するため、再生可能エネルギー導入の意義や必要性、導入方法等に関する情報提供を行うなど普及啓発活動を積極的に進めます。
- 牛のゲップから排出されるメタンを抑制する調査研究等の情報把握に努め、必要に応じて施策の検討を行います。
- ゼロカーボンシティへの実現に向けて、CO₂排出量削減に資する取り組みと自然環境や地域資源を守る取り組みを包括的に推進し、地域循環共生圏の構築を目指します。



4.1.2 省資源・省エネルギーの促進

【市の取り組み】

- 乗合タクシーの運行など公共交通機関の利便性の向上を図る取り組みを推進するとともに積極的な利用を呼びかけます。
- 省資源、省エネルギーの啓発を推進します。
- クールビズ、ウォームビズの普及を推進します。
- 環境負荷の少ない低公害車や次世代自動車の普及啓発に努めます。
- 公用車に低公害車（ハイブリッド車など）の導入を検討します。
- 公共施設における省エネルギー機器の導入を推進します。
- 電気、ガス、水道、ガソリンなどの使用節減を呼びかけます。
- 建物の断熱化の推進などエネルギー効率の良い施設の整備を呼びかけます。
- フードマイレージ¹⁰の観点から、学校給食の地産地消の取り組みを推進します。

¹⁰ 「食料の (=food)」「輸送距離 (=mileage)」を組み合わせた言葉で、輸入食糧の総重量と輸送距離に着目した指標です。



各主体の取り組み

【市民の取り組み】

- 近所に出かけるときは、徒歩や自転車を利用します。
- 公共交通機関の積極的な利用を心がけます。
- 二酸化炭素の吸収源となる緑の保全に努めます。
- テレビや照明などは、必要がないときはこまめに消して、節電に心がけます。
- 冷暖房機器の設定温度（冷房は28℃、暖房は20℃を目安）や使用時間を適正に管理します。
- エアコンや掃除機などのフィルターはこまめに掃除します。
- 家電製品を購入する際は、省エネルギー製品を購入するように努めます。
- 入浴時は、家族が続けて入ることで追い炊きを控えます。
- 歯磨き、洗顔、シャワーのときなど、水を出しっぱなしにしないよう努めます。
- お風呂の残り湯は洗濯などに、雨水は雨水貯留槽などに溜め、植木や花への水まきや洗車などへの再利用に努めます。
- 自動車の運転は、急発進や空ぶかしをせず、アイドリングストップを心がけます。
- 低公害車や最新規制適合車を購入するように努めます。
- 自動車は定期的に点検を行い、タイヤの空気圧などについて適正な状態での運転を心がけます。
- 省エネルギー型の住宅建築や太陽光・太陽熱などを利用する製品、機器の使用に努めます。
- 住宅の新築や改築の際には、高气密・高断熱のものにするよう努めます。



各主体の取り組み

【事業者の取り組み】

- 酸性雨原因物質（工場や自動車からの排出ガス）の排出抑制に努めます。
- バスや鉄道などの公共交通機関や自転車の利用に努めます。
- 物資や製品の輸送に当たっては、共同輸送や公共交通機関の利用など、効率化に努めます。
- 二酸化炭素の吸収源となる緑の保全に努めます。
- 電気、ガス、水道などの節約に心がけ、省エネルギーに努めます。
- 夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを推進します。
- 事業所内での冷暖房は適温（冷房は28℃、暖房は20℃を目安）で使用します。
- 環境への負荷の少ない商品の開発、販売に努めます。
- 雨水貯留タンクを設置するなど、雨水の再利用に努めます。
- 非舗装面積の確保に努めます。
- 自動車の点検・整備を適正に行い、使用の際には急発進や空ぶかしをせず、アイドリングストップを心がけます。
- 自動車を購入する際には、低公害車や最新規制適合車の計画的な導入に努めます。
- 業務用の設備・空調などを導入・更新する際には、省エネ型のものを選びます。
- 生産ラインの省エネルギー化や排熱利用など、エネルギーの効率的な利用を積極的に進めます。
- 事業所の採光の工夫や太陽光を利用した設備の導入など、環境にやさしい再生可能エネルギーの利用に努めます。

基本目標 5 環境問題への意欲的な取り組みの推進

5.1 環境学習・環境教育の推進



関連する
SDGs の目標



5.1.1 地域の環境学習・環境教育の推進

【市の取り組み】

- ASO 環境共生基金を活用し、SDGs をはじめとした環境学習の取り組みを支援します。
- 一般廃棄物の処理に関連し「未来館」などの施設見学会を開催します。
- 小中学校での環境に関する学習を支援します。
- 小中学校 ESD¹¹による教育を推進します。
- 環境教育副読本など環境教育用教材の提供を図ります。
- ごみを減らす絵画児童作品コンクールを継続して実施します。

各主体の取り組み

【市民の取り組み】

- 環境に関する講習会やイベント、環境関連施設見学会などに積極的に参加し、環境保全に関する知識を深めます。
- こどもエコクラブに参加・協力します。
- 環境に関するコンクールに応募します。

¹¹ Education for Sustainable Development の略称で持続可能な開発のための教育と訳され、「持続可能な未来や社会づくりのために行動できる人の育成を目的とした教育」のことを言います。



各主体の取り組み

【事業者の取り組み】

- 職場における環境研修・環境教育の推進に努めます。
- 行政やNPOなどが行う環境学習会などへの参加・協力を努めます。
- 環境保全に関連した施設の見学会などに協力します。
- 自然とふれあう場の整備に協力します。
- 自然観察会などの体験学習に参加・協力します。

5.2 環境保全活動の推進



関連する
SDGs の目標



5.2.1 市民・事業者の自主的な環境保全・美化活動の推進

【市の取り組み】

- 環境保全活動を通して地域活性化を図る仕組みづくりを検討します。
- 花いっぱい運動支援事業の普及促進に努めます。
- 道路環境河川美化コンクールを実施します。
- 雑草などが繁茂した空き地の適正な管理を指導します。

5.2.2 環境保全活動を通じた各主体間の連携・協力の推進

【市の取り組み】

- NPO など環境保全活動に取り組む各団体との連携や情報交換を促進します。
- 市民、事業者、市、警察との連携による不法投棄防止のためのパトロールを実施します。
- 熊本連携中枢都市圏共同で広域的に地球温暖化対策の推進が図れるよう、圏域の市町村と連携した取り組みを進めます。

5.2.3 環境情報の提供

【市の取り組み】

- ホームページや広報、パンフレットを使用した環境に関する情報を発信します。
- 図書館の環境図書コーナーの書籍の充実を図ります。



各主体の取り組み

【市民の取り組み】

- 自治会の活動に積極的に参加します。
- 地域の環境美化活動に積極的に参加します。
- 近所の人に地域の活動、イベントへの参加を呼びかけます。
- 農業などの体験学習に参加・協力します。
- 事業者による環境保全活動に関心を持ちます。
- 広報紙やホームページなどに掲載されている環境情報を活用します。
- テレビ、本、新聞などを通じて、環境問題について自ら情報を収集し、正しい知識を深めます。
- 広報による環境に関係するイベント情報の提供や活動情報の紹介に協力します。

【事業者の取り組み】

- 職場、地域における環境保全活動を推進します。
- 環境保全活動に従業員が参加しやすい体制づくりを進めます。
- ISO14001 の認証取得など、環境保全に向けて社内体制の整備を進めます。
- 地元住民との公害防止に関する協定などのルールづくりを進めます。
- 地元住民と協力して、地域における美化活動などに積極的に参加します。
- 市の広報やホームページなどに掲載されている環境情報を活用します。
- 社内報に環境関連の記事を掲載します。
- 環境に関する情報を市民に公開するよう努めます。
- 環境保護団体、環境ボランティア活動などを支援します。
- 他の事業者や市民、関係機関と連携・協力し、環境保全に取り組みます。

